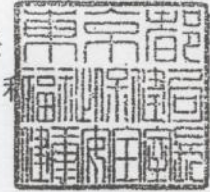


16 福保健監第 368 号
平成 16 年 10 月 26 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長 殿

東京都福祉保健局健康安全室長
中 井 昌 利



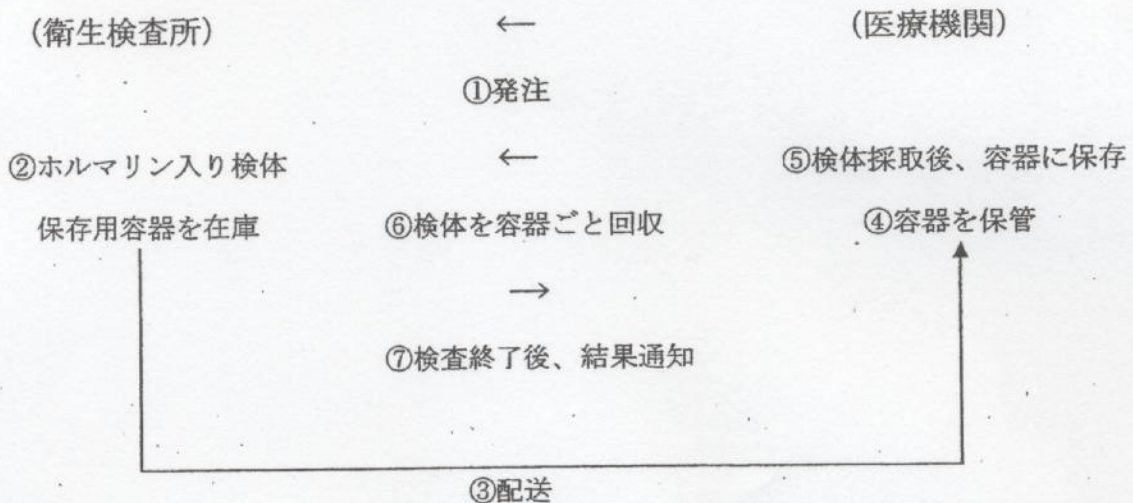
衛生検査所が医療機関に支給する劇物の
入った容器の取扱いについて(照会)

標記について、下記のとおり毒物及び劇物取締法施行上疑義を生じたので、貴見を伺いたく照会します。

記

下図のように、衛生検査所が、劇物であるホルマリンの入った容器を検体保存用として、医療機関に支給している事例がある。該品の所有権は衛生検査所から移動しないとしているが、衛生検査所は当該容器を自己の管理下から手離し、医療機関に保管管理を任せるとともにその使用を認め、検体保存に使用したものを検査のために回収している。

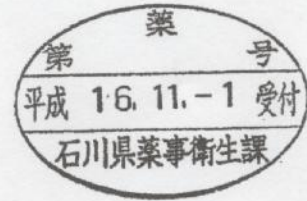
よって、①から③までは劇物であるホルマリン授与のための行為であり、衛生検査所は毒物劇物販売業の登録を受けることを必要とする、と解するが如何か。



事務連絡

平成16年10月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)業務主管課 御中



厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

衛生検査所が医療機関に支給する劇物の
入った容器の取扱いについて(回答)

標記について、東京都福祉保健局健康安全室長に対し、別添のとおり回答した
ので参考までにお知らせします。



薬食化発第1027001号

平成16年10月27日

東京都福祉保健局健康安全室長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長



衛生検査所が医療機関に支給する劇物の
入った容器の取扱いについて(回答)

平成16年10月26日付け16福保健監第368号で照会のあった標記の
件について、下記の通り回答します。

記

貴見のとおり、毒物劇物販売業の登録が必要と解する。